

---

---

論 説

---

---

# 刑事手続におけるリモート化と 被疑者・被告人の権利

— アメリカ合衆国の動向の検討を中心として —

岡 田 悦 典

- 一 はじめに
- 二 アメリカ合衆国におけるビデオリンクの活用と証人審問権
  - 1. 連邦最高裁判所 Maryland v. Craig 判決
  - 2. Maryland v. Craig 判決後の展開
- 三 アメリカ合衆国における被告人のビデオカンファレンスによる出席
  - 1. 刑事手続におけるビデオカンファレンスの利用
  - 2. Vazquez Diaz v. Commonwealth 事件
- 四 刑事手続のリモート化に関する考察
  - 1. アメリカ法からの示唆
  - 2. リモート化と被疑者・被告人の権利
  - 3. 証拠を扱う手続と一対一の手続
  - 4. 証人尋問のリモート化
- 五 おわりに

## 一 はじめに

2020年初頭より始まったコロナウイルス感染症の世界的蔓延により、私たちは、世界全土にわたる大きな社会変革を経験した。人々との接触を避け、コンピュータなどを使用したリモートワークの推進である。Zoomなど

を使用して、大学などではリモート授業が実施され、社会では在宅ワークとともにリモート会議が行われた。

いわゆる「リモート化」は、コンピュータを使用して複数方向からお互いの顔と声を認識して通信できる Zoom による会議などのほか、双方向通行のビデオリンクによる通信、電子メールの利用や書類の電子化とその共有など、様々な形態が考えられ、必ずしも、直近の現象ではない。刑事司法においても、被害者保護のためビデオリンク方式による証人尋問が、すでに導入されている<sup>1)</sup>。

こうした現象は、効率性、費用削減、遠隔地の対応などで利点があるものの、対面の意義も問われる。刑事手続については、被疑者・被告人の憲法上の権利（公開裁判を受ける権利〔憲法 37 条 1 項〕、証人審問権〔同 2 項〕、弁護人の援助を受ける権利〔同 3 項、憲法 34 条〕など）があり、リモート化はこれら権利と衝突する可能性があるからである。そのような中で 2022 年 3 月に、法務省「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」（以下、検討会とする）が、『取りまとめ報告書』（以下、報告書とする）を公表した<sup>2)</sup>。

本稿は、アメリカ合衆国における刑事手続のリモート化に関する議論を検

- 
- 1) 刑事手続におけるリモート化については、わが国でも、裁判所内で証人がビデオリンク方式により証人尋問を行う形態が 2000 年の立法により導入され（刑訴法 157 条の 6 参照）、2016 年刑事訴訟法改正により「同一構内以外にある場所にあ」ところで、証人尋問できることとなった（同 157 条の 6 第 2 項）。
  - 2) 刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会『取りまとめ報告書』（令和 4 年 3 月 15 日）、([https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji07\\_00011.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji07_00011.html) [最終閲覧日 2022 年 6 月 22 日])。論稿として、小木曾綾「刑事手続における情報通信技術活用の周辺」研修 887 号 3 頁以下（2022）参照。その他の特集の論稿として、池田公博「刑事手続の IT 化——『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』取りまとめ報告書を踏まえて——」刑事法ジャーナル 73 号 36 頁以下（2022）、河合健司「刑事手続の IT 化——『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』取りまとめ報告書を踏まえて〔裁判の立場から〕——」刑事法ジャーナル 73 号 46 頁以下（2022）、加藤俊治「刑事手続の IT 化——『刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会』取りまとめ報告書を踏まえて〔検察の立場から〕——」刑事法ジャーナル 73 号 54 頁以下（2022）、河津博史「刑事手続の IT 化——国民の権利利益の保護・実現のための情報通信技術の活用——」刑事法ジャーナル 73 号 46 頁以下（2022）がある。

討し、立法的課題についての展望を明らかにしたい。刑事手続のリモート化の問題は多岐にわたるが、本稿は、第一に、アメリカ合衆国の裁判所の対応、特に、一方通行によるビデオリンクを使用した証人尋問の問題と、被告人が使用するビデオカンファレンスの実施の二つに焦点を絞り、その現状を明らかにする。これを受けて、第二に、上記報告書における刑事手続のリモート化、具体的にはビデオリンク方式による証人尋問と、各種対面手続のリモート化の問題を検討する。

## 二 アメリカ合衆国におけるビデオリンクの活用と証人審問権

### 1. 連邦最高裁判所 *Maryland v. Craig* 判決

#### (1) 事案

アメリカ合衆国憲法修正6条では、刑事手続の被告人は、自己に不利益となる証人と対面 (to be confronted) する権利がある (以下、対面条項とする)。一方で、証人尋問におけるビデオリンクの利用は、1980年代から始まったといわれる<sup>3)</sup>。当初、アメリカ連邦最高裁判所 (以下、連邦最高裁とする) は、合衆国憲法修正6条で保障する対面条項 (Confrontation Clause) との関連で、証人と顔を突き合わせて (face-to-face) 対面することが「基本的な利益」であると指摘し<sup>4)</sup>、被告人と性暴力の被害者との間にスクリーンを設けた事案において、被告人の対面権が侵害されたとしていた<sup>5)</sup>。しかし、その後、1990年 *Maryland v. Craig* 判決<sup>6)</sup> (以下、*Craig* 判決とする) が登場する。同判決は、ビデオリンクによる証人尋問の措置を合憲とした。

---

3) Akua F. Abu, *Remote Justice: Confronting the Use of Video Teleconference Testimony in Massachusetts Criminal Trials*, 34 HARV. J. L. & TECH. 307, 311 (2020).

4) *Ohio v. Roberts*, 448 U.S. 56, 63 (1980).

5) *See Coy v. Iowa*, 487 U.S. 1012 (1988).

6) *Maryland v. Craig*, 497 U.S. 836 (1990).

Craig 判決の事案は以下の通りである。すなわち、被告人 Craig は、児童虐待に関連する性犯罪、暴行などの一連の罪で訴追された。被害者は6歳の少女であった。州側は、メリーランド法に基づき、一方通行の有線テレビ (one-way closed circuit television) 手続を請求した。裁判官は、子どもを法廷で証言させることは、子どもに、合理的に意思疎通することができないような重大な精神的苦痛 (emotional distress) をもたらすものと判断した。そして、一方通行の有線テレビ手続によって、性的被害を受けた子どもの証人に対して、証人尋問を実施した。

事案では、子ども証人と検察官・弁護人が別部屋に入り、そこで子どもに尋問 (ないし反対尋問) し、被告人が裁判官と陪審とともに法廷に残った。ビデオモニターは記録され、証人の証言は法廷でモニターを通して閲覧された。しかし、証人は被告人を見ることはできなかった。被告人は電子通信によって弁護人と交通した。この手段を採用するための主張として、専門家の意見が州側より提出された。専門家は、Craig による被害者が、合理的に意思疎通することができないであろうと思われる重大な精神的苦痛を被っているとした。これに対して被告人は、証人を直接観察する権利があると異議を申し立てた。しかし裁判所は、異議を却下した<sup>7)</sup>。ここで修正6条違反が問題となった。

## (2) 判 旨

連邦最高裁は、一方通行によるビデオモニターを介した証言を憲法違反とはしなかった。すなわち、「対面条項の中心的関心は、被告人に対する証拠の信頼性を、事実認定者の面前で、当事者主義による手続の活発な審査にそれを晒すことによって、確保することである。『対面 (confront)』の用語も、結局は、説得、理念のぶつかり合いを意味するもので、それによって当事者主義の概念を持ち込むものである」<sup>8)</sup>とし、「顔を突き合わせることによる対面

---

7) *Id.* at 840–842.

8) *Id.* at 845.

は、証人が誤って無実の者に罪を負わせてしまう危険を削減させ、事実認定の正確性を高めるものと理解してきた」とする<sup>9)</sup>。しかし、子どもが、被告人の出現によって重大な感情的苦痛を負い、証言することができないであろうという事情にあっては、顔を突き合わせることは修正6条の権利の「価値の核心 (core of the values)」であるとしつつも、「絶対必要 (sine qua non)」な要素ではない、としたのである<sup>10)</sup>。

そして、これまでの判例に基づけば「対面条項は顔を突き合わせる対面には最良 (preference) ではあるものの、その最良は場合によっては公共政策 (public policy) と事案の必要性に道を譲らなければならない」<sup>11)</sup>とし、顔を突き合わせるような「対面は告発者と対面する権利を保障する修正6条の絶対的に必要な要素とすることはできない」<sup>12)</sup>とした。ただし証人審問権が、物理的な顔を突き合わせた対面がないまま満たされるとするためには、① そのような対面の否定が、重要な公共政策 (important public policy) をさらに促進させるために必要な場合であって、② 証言の信頼性が別方法で保証される (the reliability of the testimony is otherwise assured) 場合のみである、としたのである<sup>13)</sup>。

もっとも、Craig 判決は、比較衡量についてさらに指摘する。まず重要な公共政策については、「児童虐待の被害者の身体的及び心理的幸福における州側の利益」が、被告人の対面権に「優越するほど十分に重要である (sufficiently important) こと」とする<sup>14)</sup>。そして、必要性については、「事実審裁判所は証拠を聴聞し、一方通行の有線テレビ手続を使用することが、証言を求めようとする、特定の子とも証人の福祉を保護するために必要かどうかを判断しなければならない」<sup>15)</sup>とする。さらに、「裁判所は、子ども証人が、一

9) *Id.* at 846.

10) *Id.* at 847.

11) *Id.* at 849.

12) *Id.* at 849–850.

13) *Id.* at 850.

14) *Id.* at 853.

15) *Id.* at 855.

一般的に法廷によるものではなく、被告人の出席によって精神的な外傷を受けるかどうかを、調査しなければならない<sup>16)</sup>とする。したがって、「州側の利益が、単に子ども証人が法廷のトラウマから一般的に保護するだけのものであるならば、顔を突き合わせる対面を否定することは必要ではない。なぜならば、被告人の出席があるにもかかわらず、さほど威圧的ではない環境で、子どもは証言することが許されるからである<sup>17)</sup>とする。

そこで Craig 判決は、被告人の出席によってトラウマが引き起こされるような証言の場合、少なくともトラウマが子どもの意思疎通を図る能力を損なう場合には、トラウマなどから保護する必要がある、とする。また、証人が宣誓下で証言し、反対尋問を受け、かつ直接の証言と機能的に同等であって、証人の態度を観察する機会があったということによって、証言も「信頼 (reliability)」できるとする。そして、そのような場合には、一方通行の有線テレビ手続を合衆国憲法は禁止していない、とした<sup>18)</sup>。

### (3) Scalia 裁判官の反対意見

Craig 判決には、Scalia 裁判官による反対意見が執筆されている。その要旨は次の通りであった。まず Scalia 裁判官は、「対面条項は、信頼ある証拠を確保するために考えられた特別の公判手続を保障するものであって、それは否定されるべきものでもなく、『顔を突き合わせる』対面によってなされるものである」。したがってこの権利は、明らかに証人と顔を突き合わせる権利である、と指摘する<sup>19)</sup>。つまり、「『対面する (to confront)』は、明らかに、その他のいかなるものが付け加わろうとも、顔を突き合わせて出会う (encounter) ことを意味する」とするのである。続けて、『公判と当事者主義手続の必要性』は、それらが憲法上の文意を変更することができないがゆ

---

16) *Id.* at 856.

17) *Ibid.*

18) *Id.* at 857.

19) *Id.* at 862.

えに、ここでは関係がない<sup>20)</sup>と指摘する。

また、Scalia 裁判官は、多数意見の比較衡量的手法を批判し、「なぜ合理的に意思疎通できない証人を検察官は召喚したいと望むのだろうか」と疑問を提起する。そして、このような場合の州の利益は、結局、「より多くの有罪者を有罪とすることである。それは卑しむべき利益ではないが、人道主義的なものとして装飾されるべきものではない<sup>21)</sup>」と、厳しく批判する。

## 2. Maryland v. Craig 判決後の展開

### (1) Craig 法理の適用

Craig 判決で問題となった措置（すなわち，“one-way closed circuit television”）は、判決が出された当時において、すでに 24 州で、児童虐待の事案に許容され、また双方向（two-way）は、8 州で、子ども証言に許容されていたという<sup>22)</sup>。なお、被告人をビデオモニターから証人が観察できる双方向手続については、Craig 判決は、明確な判断を示しているわけではなく<sup>23)</sup>、連邦最高裁もこの点について沈黙している。

その後、Craig 判決で反対意見を明らかにした Scalia 裁判官は、Crawford v. Washington 判決<sup>24)</sup>の多数意見を執筆する。もともと、同判決が「Craig

---

20) *Id.* at 864.

21) *Id.* at 867.

22) *Id.* at 853–854. 1990 年 Maryland v. Craig 判決の邦文紹介としては、津村政孝「Maryland v. Craig, 497 U.S. 836 (1990) — 虐待の被害者である子どもの証人尋問に一方向のクローズドサーキットテレビを利用することが被告人の証人尋問権を侵害しないとされた事例」アメリカ法 1994-2 号 375 頁以下 (1995)。

23) Craig 判決では、双方向のビデオカンファレンスについて何も判断されていない。しかし、連邦控訴裁判所は、一方向の措置を検討する前に、精神的苦痛を被った子どもがまずは双方向の措置をとることによって証言できるかどうかを検討すべきであるとしている。Craig, 497 U.S. at 858. なお、双方向手続は対面条項に資することを論じるものとして、See Hadley Perry, *Virtually Face-to-Face: The Confrontation Clause and the Use of Two-Way Video Testimony*, 13 ROGER WILLIAMS U. L. REV. 565 (2008).

24) Crawford v. Washington, 541 U.S. 36 (2004).

判決を引用していない」ことから、この問題について、その後も Craig 法理が適用されたとされる<sup>25)</sup>。つまり Craig 判決の影響は、極めて大きかったといえる。

代表的な例として挙げられる事案が、2012年の United States v. Rosenau 事件である。同事案は、ビデオモニターを介する証言（以下、リモート証言とする）に関する申立てについて、裁判所が判断を示したものである<sup>26)</sup>。裁判所は、対面するということの価値が、かつては強調されたと指摘した。しかし、裁判所はさらに続けて、今日の「世界が4世紀の間に直面してきたテクノロジーの進歩によって、対面の要請が特定の状況においては…(略)…別の方法で満足されるべきものであるとすることは、むしろ合理的と思われる」<sup>27)</sup>と示したのである。

このように Craig 判決は、リモート証言を拡大させる契機を示したことになる。しかし、Craig 判決は同様に、一定の限界を設定した。結果、「例外的に特定のやむをえない場合」で、「必要性」があれば、「良質な通信による手続措置」に依拠することによって、初めて、その利用が許容されてしかるべきことになると指摘される<sup>28)</sup>。つまり、仮にその利用が許容されるとしても、その理由が必要であり<sup>29)</sup>、その手続措置の質を保証する必要があるとい

---

25) See 6 WAYNE R. LAFAVE ET AL., CRIMINAL PROCEDURE § 24.2(e) at 395 (Thomson Reuters, 4th ed., 2015).

26) United States v. Rosenau, 870 F.Supp. 2d 1109 (W.D. Wa. 2012).

27) *Id.* at 1115. 直近の事案で双方向のリモート証言を許容するものとして、See United States v. Cole, 2022 U.S. Dist. LEXIS 17300.

28) Abu, *supra* note 3, at 332.

29) Francis A. Weber, *Complying with the Confrontation Clause in the Twenty-First Century: Guidance for Courts and Legislatures Considering Videoconference-Testimony Provisions*, 86 TEMP. L. REV. 149, 156 (2013) は、Craig 法理の適用に当たっては、連邦及び州裁判所の多くが「テクノロジーが『信頼』できるものであり」、「その利用が適切な公共政策に役立つかどうかを厳密に調査している」と指摘する。Michael D. Roth, *Laissez-Faire Videoconferencing: Remote Witness Testimony and Adversarial Truth*, 48 UCLA L. REV. 185, 194–195 (2000) は、「さらなる感情的損害から子どもの証人を保護するため」に採用することを、多くの裁判所が求めているとする。

うことになるのである<sup>30)</sup>。また、注意すべきは、裁判所が、公共政策上の利益を聴聞で十分に調査しなければならないこともある。

したがって、その実質的な審査が、裁判所には判例上は求められているということができ、憲法上の権利の例外を許容するためには、少なからず高いハードルを越える必要がある。また、被告人に憲法上の権利があるがゆえに、後述するように、裁判所は概してこの問題に慎重な姿勢を示している。その背景として、Scalia 裁判官の反対意見が重要な地位を占めているものと評価されよう。

## (2) コロナ禍におけるリモート証言の是非

コロナ禍でも証人が裁判所に赴くことをせず、リモート証言をすることが可能かが、Craig 判決の法理のもとで争われている。もっとも、その対応は事案による。コロナ禍でリモート証言を許容したものとして、ニューヨーク州の事案がある<sup>31)</sup>。裁判所は、コロナ禍においては、個人の健康上のリスクを回避することが、重要な公共政策であるとした。証人は、医療上傷付きやすい人物であり、テキサス州からニューヨーク州へ移動しなければならなかったという事情があった。もっとも、証人の宣誓供述書が存在し、そこでは被告人には証人と対面する機会が与えられていたということも、許容するための理由とされている。

一方、被告人の同意がない状況で、リモート証言を許容することを否定し

---

30) Abu, *supra* note 3, at 310 は、子どもの保護のような特別の必要性がある場合には、適切なビデオの質的保障を「画一的な実施基準」のもとで許容されるべきであるとす。Weber, *supra* note 29, at 152 によれば、例えば、「法廷での証言台に座っているように」見聞きできるようにすること、証人は技術者を除いて一人のみとし、コーチングを避けることや、テクノロジーが適切に作用することを確保する（アラスカ州）ことや、あるいは、連邦刑事訴訟規則 26(b) において、証言の正確性と良質性を確保するための措置を公判裁判所がとることができる裁量を与える案が、登場したという。

31) United States v. Donziger, No. 11-CV-691, 2020 WL 5152162, at \*2 (S.D.N.Y. Aug. 31, 2020).

た事例もある。一つはモンタナ州の事案である<sup>32)</sup>。この事案は、1名の証人につき、コロラド州からモンタナ州へと車で移動することもできるし、その証人については健康上問題ないことが指摘された。また、もう1名の証人については健康上問題があるものの、リモート証言の必要性があるという程度までではなく、またウィスコンシン州からモンタナ州への移動についても、車で移動するという合理的な選択肢もあると、裁判所が指摘したものであった。また、連邦管轄の事案もある<sup>33)</sup>。この事案では、州外の専門家証人によるリモート証言の是非が、問題となった。裁判所は、訴追側は州内に代替の証人を見つけることができるし、パンデミックの脅威が去るまで、証人尋問の延期を申し立てることもできるとした。そして結局、裁判所はリモート証言を許可しなかった。

### 三 アメリカ合衆国における被告人の ビデオカンファレンスによる出席

#### 1. 刑事手続におけるビデオカンファレンスの利用

##### (1) 被告人の手続出席権と連邦・州の規定

一般的に言えば、裁判所に出席する権利 (Right to be present) が、被告人には公判 (trial) のあらゆる段階において保障される。出席権は対面条項に由来することから<sup>34)</sup>、証拠や証人に関連する手続に及ぶこととなるものの、現実には、それに限定されずに、公判に関連する手続に拡張されている<sup>35)</sup>。し

32) United States v. Casher, No. CR 19-65-BLG-SPW, 2020 WL 3270541, at \*3 (D. Mont. June 17, 2020).

33) United States v. Pangelinan, 2020 U.S. Dist. LEXIS 157465, 2020 WL 5118550 (D. Kan. Aug. 31, 2020).

34) 6 LAFAVE ET AL., *supra* note 25, § 24.2(a) at 363. United States v. Gagnon, 470 U.S. 522, 526 (1985) によれば、被告人の出席権は、修正6条による対面条項に由来するといひ、適正手続条項によって保障される権利である、とする。

35) Gagnon, 470 U.S. at 526 によれば、「被告人が現実には自己に不利な証人や証拠と対

たがって公判だけに限られず、アレインメント (arraignment)、保釈、答弁、予備尋問 (voir dire)、量刑に関するこれら諸手続で、被告人の出席権が保障されている<sup>36)</sup>。よって、被告人の直接出席が、重要な手続段階で保障されていることになる。そのため、多くの法域でビデオカンファレンスを刑事手続内で利用することが、コロナ禍以前から議論されていた。

實際上、連邦・州によっては、ビデオカンファレンスを利用するところがある。多くの州が認める基本的な理由の一つは、それらが「証人や証拠が扱われない」手続であるというところにある<sup>37)</sup>。また、概して「対審構造」にあるものではなく、一対一の構造にある手続であれば認められる方向性にあるといえるであろう。

重罪の場合には、被告人の出席権が憲法上の権利としてあるものの、多くのアメリカ法域は、ビデオテクノロジーを、重罪事件の初回出頭 (initial appearance) とアレインメントで可能としている<sup>38)</sup>。例えば、連邦刑事訴訟規則では、その5条において、被告人の同意がある場合に限って、初回出頭におけるビデオテレカンファレンシング (video teleconferencing) の使用を認め<sup>39)</sup>、また、アレインメントにおいても被告人の同意を条件にこれを認めている<sup>40)</sup>。その他、量刑審査などで利用されている<sup>41)</sup>。軽罪の場合には、一般的

---

面しない場合であっても、適正手続状況によって、この〔出席の〕権利は保障される」とする。

36) Jenia I. Turner, *Remote Criminal Justice*, 53 TEX. TECH L. REV. 197, 204 (2021). なお、本章三1.(1)(2)(3)については、同論文から多くの情報を参照し執筆したものである。

37) *Id.* at 205. ただし、Turner 論文は、未解決の問題であり、「解答は手続の性質にもよるし、被告人がその手続の公正さに関わる寄与度にもよる。また採用されるテクノロジーの性質とそれを利用することが公正な手続を害するかどうかにもよる」とする。*Ibid.*

38) *Id.* at 202. *See also* 6 LAFAYETTE ET AL., *supra* note 25, § 24.2(f), at 399.

39) Fed. R. Crim. P. 5(g) (Lexis, 2022).

40) Fed. R. Crim. P. 10(c) (Lexis, 2022).

41) Turner, *supra* note 36, at 202. 6 LAFAYETTE ET AL., *supra* note 25, § 24.2(f) a 399 は、「量刑手続」を挙げる。

に、憲法上の被告人の出席する権利が及ばないとされているため<sup>42)</sup>、規定が特にないところでも、裁判所の裁量によって、より広くビデオカンファレンスが認められているという<sup>43)</sup>。

表に、主要な州の規定を示す。表が示すように、被告人の同意を条件とする州もあるものの、そうではない州もある。アーカンソー州のように、措置について具体的に示すものもある<sup>44)</sup>。

また被告人にとって、公開は、必要に応じて制限されるものの、重要な権利の一つである。そこで、ビデオカンファレンスの利用の際にも、公開の実現がやはり問われることとなる<sup>45)</sup>。州によっては、公開の実施について、具体的に規定しているところもある。アリゾナ州は、「公衆が手続を視聴する手段がなければならない」<sup>46)</sup>とし、コロラド州は「公衆が合理的に観察ないし聞くことができる方法で、また適当であれば聴聞に参加する方法で」公開することを規定する<sup>47)</sup>。

---

42) 6 LAFAVE ET AL., *supra* note 25, § 24.2(a) at 369–370.

43) Turner, *supra* note 36, at 202–203. 例えば、連邦刑事訴訟規則 43 条(b)(2)によれば、軽罪 (misdemeanor offense) の場合には、裁判所は、被告人による書面の同意のもとで、アレイメント、答弁、公判、量刑手続において、「ビデオカンファレンシングによって」開催されるか、被告人の出席なくして手続を開催することを許容している。See Fed. R. Crim. P. 43(b)(2) (Lexis, 2022).

44) アーカンソー州刑事訴訟規則によると、(1) 参加者全員が同時的に見え、聞こえ、互いに交信できること、(2) 参加者全員が証人を見ること、聞くことができること、(3) 参加者全員が物理的証拠、展示証拠を見ること、聞くこと、その他観察することができること、(4) ビデオの質は、証言と同様に、互いが、態度、非言語的表現を参加者が観察する上で適切であること、(5) 弁護人は請求により被告人と内密に交通する機会が保障されること、と具体的に規定されている。See Ark. R. Crim. P. 8.7(b) (Lexis, 2022).

45) Turner, *supra* note 36, at 210.

46) Ariz. R. Crim. P. 1.5(3)(c) (Lexis, 2022).

47) Colo. R. Crim. P. 43(5)(II) (Lexis, 2022). その他、デラウェア州は、「公衆・裁判所・被告人に手続の様子を提供するためにテレビジョンモニターが法廷と拘禁場所に置かれる」こと (Del. Super. Ct. Crim. R. 10(b) (Lexis, 2022)), ジョージア州は、「裁判官が主宰する場所は公衆にアクセス可能でなければならない」とする (Ga. Unif. Super. Ct. R. 9.2(E)(4) (Lexis, 2022))。また、ミネソタ州は、「証人、被害者などの

各州の規定状況 (Lexis, 2022)

州	条文	適用範囲	被告人の同意の有無
アラスカ	Alaska R. Crim. P. 38.2		(同意なくして、広範囲に認める。)
アリゾナ	Ariz. R. Crim. P. 1.5(c)	初回出頭・軽罪アレイメント・無罪重罪アレイメント・アリゾナ刑事訴訟規則 8 条による時間放棄を含まない中断申立ての聴聞・争われない申立ての聴聞・公判前なしし期日間会議・軽罪の答弁変更, アリゾナ刑事訴訟規則 32.7 条の非公式会議	必要 (ただし、一部の手続については、同意は必要としない。)
アーカンソー	Ark. R. Crim. P. 8.7(a)	被拘禁者の初回出頭, 公安前釈放審理 (inquiry)	(一部の手続について同意を求めている。)
カリフォルニア	Cal. Penal Code §977(1)	初回出頭, アレイメント, 答弁その他の手続 (ただし陪審及び裁判所公判を除く。)	必要
コロラド	Colo. R. Crim. P. 43(c) (3)	有罪答弁のエントリー (entry)・裁判所公判・量刑聴聞・仮釈放及び宣告猶予取消聴聞・予備聴聞・公判前申立て聴聞・保釈変更聴聞・損害回復 (restitution) 聴聞など	必要
フロリダ	Fla. R. Crim. P. 3.130, 3.160	初回出頭 (3.130)・アレイメント (3.160)	同意なし。裁判所の裁量 “in the discretion of the court” による。
デラウェア	Del. Super. Ct. Crim. R. 10(b)	アレイメント (被拘束者である被告人に対して)	
ジョージア	Ga. Unif. Super. Ct. R. 9.2	国選弁護士選任決定・出頭及び保釈申請に関する聴聞・初回出頭の聴聞・「相応の理由」の聴聞・逮捕令状の請求・捜索令状の請求・アレイメント又はアレイメントの放棄, 公判前ダイバージョン及び量刑後の遵守に関する聴聞・有罪答弁エントリー・有罪答弁あるいは不抗争の答弁における量刑宣告・保護観察官が違反を認める重罪事案及び軽罪事案全てにおける仮釈放取消聴聞・量刑後の手続など	(同意なくして、広範囲に認める。)
ハワイ	Haw. R. Penal P. 43(e)	アレイメント, 公判前の証拠に関する手続又は証拠に関係しない手続, 有罪判決後の証拠に関する手続又は証拠に関係しない手続 (量刑聴聞を除く), 量刑聴聞と量刑宣告	必要
ルイジアナ	La. Code Crim. Proc. art. 562(A)	非死刑の重罪事件及び軽罪について拘束された被告人を対象とする。有罪答弁エントリー・仮釈放取消聴聞, 量刑手続 (*死刑事件では、答弁の手続にこの手段を利用してはならない。)	必要
ミネソタ	Minn. R. Crim. P. 1.05 Subd.4	重罪ないし軽罪の手続に対して。初回出頭の聴聞・公判前釈放聴聞・第二回出頭の聴聞・多目的聴聞の放棄を目的とする聴聞・答弁・量刑手続, 仮釈放取消聴聞など	必要 (ただし初回出頭の聴聞・公判前釈放聴聞を除く。)

(Jenia I. Turner, *Remote Criminal Justice*, 53 TEX. TECH L. REV. 197, 202, n33, n48 & n49 (2021) を参考に作成。)

## (2) リモート化によるその他の諸問題

### ① 弁護人の援助を受ける権利の保障

被告人と弁護人との意思疎通は、ビデオモニターを介して行うことが、移動時間などを考えると、簡易かつ迅速に接触することができるので、むしろ便宜な場合もあろう。もっとも、聴聞などを開催したときに、その場で、被告人と弁護人とが会話を交わすようなことが、リモート化によってできなくなる可能性がある。したがって、ビデオカンファレンスを実施すると、その「秘密性」をいかに確保するのかが、課題とされてきた<sup>48)</sup>。ただし、その問題を技術的に解消することが可能であるし、さして排除し難い問題ではないようである<sup>49)</sup>。この問題を、いくつかの州は立法によって確認し、秘密性を保障している<sup>50)</sup>。

むしろ、ビデオカンファレンスを使うことによって、弁護人が被告人と対面しないことが実際に起こりうる。その結果、十分な信頼関係を築き上げることができない、といった問題が生じるであろう。アメリカ合衆国では、やや極端な事例ではあるが、弁護人が有罪答弁の際に電話で登場し、かつそれで済ましてしまったことが、有効な弁護を受ける権利を侵害したとして、争われた事案がある<sup>51)</sup>。連邦最高裁 *Wright v. Van Patten* 判決（以下、*Van Pat-*

---

ターミナルサイトは、法廷、あるいはその他の公衆に合理的にアクセス可能な場所に、位置しなければならぬ」とする (Minn. R. Crim. P. 1.05 Subd.10(1) (Lexis, 2022))。これらの情報については、*See Turner, supra note 36, at 210, n84.*

48) *Turner, supra note 36, at 206.*

49) 例えば、Zoomにおいては、ブレイクルームを設定することによって、その秘密性を確保することができることとなる。

50) 詳しくは、*Turner, supra note 36, at 206, n56. See e.g., Ariz. R. Crim. P. 1.5(3)(A), Colo. R. Crim. P. 43(5)(I)*（「同じ位置で現れることができない場合」に秘密交通を保障する）、*Ga. Unif. Super. Ct. R. 9.2(B), Minn. R. Crim. P. 1.05 Subd.10(3)* (Lexis, 2022)。

51) *Wright v. Van Patten, 552 U.S. 120 (2008)*。同判決を中心として、弁護人が法廷に出席しないことが、有効な弁護を受ける権利の侵害となる可能性を論じるものとして、*See Ivaylo Valchev, Can You See and Hear Us, Ms. Smith?: Protecting Defendants' Right to Effective Assistance of Counsel When Using Audio and Video Conferencing in Judicial Proceedings, 110 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 655 (2020)*。

ten 判決とする)は、結果として、有効な弁護を受ける権利を従前の基準に当てはめれば侵害されたものとはいえないとした<sup>52)</sup>。しかし、弁護人が被告人との対面を果たさないことによって、結果、十分な弁護活動を提供できない場合がありうることを考えさせる契機を、この事案は提供している。

## ② リモート陪審裁判

リモート陪審裁判の開催には議論がある。もともと、一般的には、公判でビデオカンファレンスを利用することは、難しい問題であると指摘されている<sup>53)</sup>。その理由として、連邦最高裁が、Crawford 判決で伝聞法則に厳しい立場を Scalia 裁判官執筆により採用したので、リモート裁判によって、いわゆるバーチャルな形で被告人が出席することに、連邦最高裁はまだ何も判断していないとしつつも、同判決は「公判自体で証拠調べをするようなときは、被告人によるバーチャルな出席を禁止する可能性がある」、と指摘されている<sup>54)</sup>。特に、陪審裁判をリモート化する短所として次のことが主張されている。すなわち、裁判所が陪審員の不正行為を監視できないし、スマートホンなどの電子デバイスから陪審員を隔離できない、そして陪審員間で不正行為を相互監視することが難しい、と指摘される<sup>55)</sup>。

52) 連邦最高裁は、ストリックランド判決 (Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984)) の基準を満たす主張を被告人がすることはできなかった、と結論づけた。Van Patten, 552 U.S. at 126–127. ただし、Stevens 裁判官による反対意見がある。ここでは、クロニック判決 (United States v. Cronic, 466 U.S. 648 (1984)) の基準を用いて、典型的に、決定的段階で弁護人がその場に物理的にいることが要求される、そして、クロニック判決は、誰もその場に弁護人がいないという弁護を想定していなかった、とする。Id. at 128. Valchev, *supra* note 51, at 681 は、弁護人が物理的に法廷に出廷していないとすると、Cronic 判決違反 (有効な弁護を受ける権利の基準に満たない) の可能性があるとする。

53) 6 LAFAYE ET AL., *supra* note 25, § 24.2(f) at 399 は、「この種の措置が公判それ自体で、被告人の明確な即座の同意がないのであれば、対面条項及び適正手続に、いかにして整合するのかを想像することは困難である」と指摘する。

54) Id. § 24.2(f) at 400.

55) Turner, *supra* note 36, at 211.

もつとも、コロナ禍において、民事陪審におけるリモート化の試みは、実際に、わずかであるが行われているようである<sup>56)</sup>。また実証実験も行われつつあり、今後の帰趨を眺めることが重要であろう。とはいえ、刑事陪審については、公正な陪審裁判を受ける権利の保障があるため、実現へのハードルは高いものといえる。

### (3) ビデオカンファレンスの長所と短所

ビデオカンファレンスの利用の長所は、第一に、実務上の費用を削減することができることである。すなわち、被拘禁者である被告人を法廷に引致する費用を節約することができ、押送中の危険性を避けることができると指摘される<sup>57)</sup>。その他、弁護人にとっても、パブリック・ディフェンダーの負担を回避することが可能になり、裁判官にアクセスしやすくなるため、むしろ弁護の質が高まると指摘されたりもしている<sup>58)</sup>。しかし、公判当日の前後で、被告人と弁護人との意思疎通を図ることが十分にできなくなることがビデオカンファレンスの短所であり、意思疎通の機会を削ぐことになりかねないといった指摘もある<sup>59)</sup>。

また、ビデオカンファレンスによると、通常の法廷での取組みを実現することが難しくなる。もちろん、当事者は、証人の態度を直に観察することができない。この相違がいかなる効果を与えるのか、なお研究が必要である

---

56) その実際については、Valerie P. Hans, *Virtual Juries*, 71 DEPAUL L. REV. 301, 310–313 (2022) が詳しい。民事陪審についてであるが、同論文は、結論として、裁判官層に好意的な評価を見ることができると、なお慎重な姿勢を示している。Id. at 326–327. テキサス州の試験的な民事陪審の試みについては、See Matthew Bender, *Unmuted: Solutions to Safeguard Constitutional Rights in Virtual Courtrooms and How Technology Can Expand Access to Quality Counsel and Transparency in the Criminal Justice System*, 66 VILL. L. REV. 1, 30–32 (2021).

57) 6 LAFAVE ET AL., *supra* note 25, § 24.2(f), at 399. See also Turner, *supra* note 36, at 202.

58) Bender, *supra* note 56, at 54–60.

59) Alicia L. Bannon & Douglas Keith, *Remote Court: Principles for Virtual Proceedings During the Covid-19 Pandemic and Beyond*, 115 NW. U. L. REV. 1875, 1914 (2021).

う。また、被告人が、直接、裁判官などと対面することがないから、法廷に本来あったはずの感情的な繋がりが希薄になるという指摘がある<sup>60)</sup>。さらに場合によっては、モニター越しに参加することによって、被告人が「感情を害する (feel aggrieved)」ことがあるといった指摘もある<sup>61)</sup>。また、モニター越しに反対尋問をすることになると、法廷の「反対尋問」に劣るものではない状況を作り上げることも、考慮しなければならないことになる<sup>62)</sup>。

著名な実証研究では、保釈聴聞の場合にビデオカンファレンスを利用した方が、保釈を認める可能性が高かったとする研究もあり<sup>63)</sup>、リモート化の効果に好意的な結果がある。一方、ミシガン州、テキサス州のリモート手続を調査した研究によると、有罪答弁の司法審査について、あくまでもリモート手続は例外的に利用すべきであるとの警鐘が鳴らされている<sup>64)</sup>。

## 2. Vazquez Diaz v. Commonwealth 事件

コロナ禍においては、被告人の迅速な裁判を受ける権利を保障するため、また公判前釈放を確保するためなど、遅延を防止するためにリモート化が試みられた<sup>65)</sup>。例えば、2020年3月にコロナウイルス援助・救済・経済安全保

60) Susan A. Bandes & Neal Feigenson, *Virtual Trials: Necessity, Invention, and the Evolution of the Courtroom*, 68 BUFF. L. REV. 1275, 1317 (2020) は、Zoom とは異なり、法廷こそが「何か重大なことに参加者が関わっていると感じさせる」のであると指摘する。そして、法廷が、「参加者が表示する感情を形作らせ、それに関心を注がせる」のだと指摘する。Id. at 1322. Abu, *supra* note 3, at 339.

61) Ingrid V. Eagly, *Remote Adjudication in Immigration*, 109 NW. U. L. REV. 933, 982 (2015). See Also Abu, *supra* note 3, at 339.

62) See Also Abu, *supra* note 3, at 334–335.

63) Shari Seidman Diamond et al., *Efficiency and Cost: The Impact of Videoconferenced Hearings on Bail Decisions*, 100 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 869, 898 (2010).

64) Jenia I. Turner, *Virtual Guilty Pleas*, 24 U. PA. J. CONST. L. 211, 273 (2022). 同論文によると、リモート化された有罪答弁の審査手続において、裁判官は「典型的な受働的プレーヤー」であるとし、また、その審査は「表面的」なままであり、聴聞は「簡潔な」ままであるという。Id. at 235–236.

65) Turner, *supra* note 36, at 223.

障法 (CARES Act)<sup>66)</sup>が成立した。このことにより、勾留聴聞、公判前釈放の取消に関する聴聞、仮釈放の取消及び監督付き釈放に関する聴聞、軽罪の答弁聴聞・量刑聴聞、連邦少年非行法に基づく手続に、ビデオカンファレンスを利用する権限を、一時的に、連邦地方裁判所に付与した<sup>67)</sup>。

具体的な議論については、マサチューセッツ州 *Vazquez Diaz v. Commonwealth* 事件が参考となる。マサチューセッツ州では、コロナウイルス感染症のパンデミックにより、ビデオカンファレンスが証拠に関する聴聞に導入され、パブリック・ビューイングのために記録された。そして、証拠排除申立て聴聞 (suppression hearing) において、その是非が争われた。具体的には Zoom 審理の実施が争われた<sup>68)</sup>。

被告人はコカインの運搬の罪で訴追されたという事案であった。そして、パンデミック下において、Zoom を使用して証拠の聴聞が行われようとした。一方、被告人は、迅速な裁判を受ける権利を放棄し、証拠排除申立て聴聞が実物で (in person) 開催されるまで、裁判所は延期するように申し立てた。裁判所はこの申立てを却下した<sup>69)</sup>。

Zoom は、参加者が他の参加者を見ることができ、Zoom 画面にはギャラリービューとスピーカービューがある。そして、① ブレイクアウトルーム機能と、② 翻訳機能、③ シェアースクリーン機能 (参加者間でドキュメントを

---

66) Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act, Pub. L. No. 116–136, § 15002 (2020), available on [https://www.uscourts.gov/sites/default/files/judiciary\\_provisions\\_cares\\_act\\_0.pdf](https://www.uscourts.gov/sites/default/files/judiciary_provisions_cares_act_0.pdf) (accessed on Aug. 27, 2022).

67) See Congressional Research Service, *The Federal Judiciary and the Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act* (“CARES Act”) (April 17, 2020), available on <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IN/IN11344> (accessed on Aug. 27, 2022). ただし、連邦では陪審裁判については権限づけられていない。なお、州でもカリフォルニアでは保釈聴聞、答弁・量刑聴聞において導入され、州 (アリゾナ、テキサス、アラスカ、ニュージャージー) によっては、大陪審ないし陪審選任手続などにも導入したところがあるという。See Turner, *supra* note 36, at 223–225 & n190.

68) *Vazquez Diaz v. Commonwealth*, 487 Mass.336\*, 167 N.E.3d 822\*\*; 2021 Mass. LIXIS 285\*\*\*; 2021 WL 1773873 (Mass., May 5, 2021).

69) *Id.* at 336–337.

見せ合うことができる)があった。また、裁判所は Zoom の音声電話ラインから聞くことができるようにして、かつ、弁護人には Zoom リンクを配付して、家族やサポーターに特別に配付できるようにしていた。Zoom 聴聞は、セルフォン、タブレット、コンピュータデバイスによってアクセスすることができた。しかし、被告人は、実際の裁判に出席する権利、対面権、公開裁判を受ける権利、有効な弁護を受ける権利を侵害していると主張した<sup>70)</sup>。

これに対して、裁判所は次のように判断を下した。すなわち、「ビデオカンファレンステクノロジーが適切な保護措置を提供している限り」、出席する権利を侵害することなく、ビデオテクノロジーを使うことができる。Zoom を使用したとしても、被告人は証人を十分に聞くことができ、適切に観察することができ、弁護人と秘密に相談することもできるからである、とした<sup>71)</sup>。そして、証拠排除申立て聴聞は、決定的手続であるとしつつも、Zoom は、対面の手続と極めて近接した法廷として設定されているので、十分な保護措置となっている、と判示した<sup>72)</sup>。また、直接アクセスできないという制限はあるものの、パンデミックの重大さから、その制限は広範囲ではないばかりか、裁判所は公衆にテクノロジーによってアクセスすることを提供している、とする<sup>73)</sup>。そして、ブレイクアウトルームによって被告人と弁護人は内密に意思疎通を図ることができるようになっていたので、有効な弁護を受ける権利も侵害していないと指摘する。もともと、被告人は、即座に弁護人と相談することはできないし、ノートを渡すこともできないなどの弊害もあるが、権利侵害とまではいえないとする<sup>74)</sup>。

70) *Id.* at 339–340.

71) *Id.* at 342.

72) *Id.* at 349.

73) *Id.* at 354.

74) *Id.* at 354–355. その他、連邦地方裁判所において、被告人の異議があるにもかかわらず、ビデオカンファレンスを実施したことが問題となり、結局その実施を許容した事案がある。許容した理由としては公共的福祉の利益が勘案されたが、被告人の十分な参加権を確保すること、被告人と弁護人との秘密交通を保障することなどが、許容のための条件とされている。証拠排除申立て聴聞について、*See Rosenschein, 2020*

裁判所は Zoom 審理の可能性を認めつつ、憲法上の権利違反はないと結論づけた。もっとも裁判所は、迅速な裁判を受ける権利を被告人が放棄しているわけであって、被害者や証人もいない状況では、延期の申立てを却下することは裁量逸脱に当たる、とした。結果、被告人の申立てが認められた。

## 四 刑事手続のリモート化に関する考察

### 1. アメリカ法からの示唆

検討会は、2020年7月17日に閣議決定された国の政策<sup>75)</sup>や、感染症拡大の社会事情も受けて開催された<sup>76)</sup>。2022年3月15日付けで公表された報告書が扱う内容は、広範囲に及ぶ。ここでは、報告書が提案する、裁判所が運営する手続（打ち合わせ・公判前整理手続、証人尋問、公判期日の出頭、裁判員等選任手続）の問題を扱う。

アメリカ法はこの問題について、相対的には厳格な態度を示している。これには憲法上の権利保障の考え方が影響していると思われる。しかし、絶対的にリモート化を排除する方向性はなく、原則と例外が交錯する問題であることを、アメリカ法からも見て取ることができる。わが国の場合、被疑者・被告人に憲法上の権利が保障されていることは、アメリカ法と同様である。しかし、公開や被害者のプライバシー保護の観点など、わが国の裁判のあり方にも特色があり、わが国独自の考え方を排除することも、一方で難しい。刑事訴訟法、刑事訴訟規則の枠組みの中で検討するという制約も、現状では致し方ないという側面がある。

---

WL 4227852, at \*4, 科学的証拠排除申立て聴聞 (daubert hearing) について, See *Nelson*, 2020 WL 3791588, at \*4, \*\*6-7.

75) 『世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画』（令和2年7月17日）, (<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12187388/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200717/siryou1.pdf> [最終閲覧日 2022年8月28日])。同31頁は、「捜査・公判におけるデジタル化方策」の検討を指摘している。

76) 検討会・前掲注2, 2頁。

もつとも、アメリカ法を考察する限り、次のことが指摘できよう。第一に、まず、私たちが経験した感染症の蔓延や、災害時のような緊急時における対応をいかにすべきかという問題は、裁判運営にとって次元の異なる問題である。そのような事態になれば、何人であれ健康・安全が最重要利益であることに疑いはなく、リモート化を考えることは、訴訟機能を維持しようとする限り、やむをえない場合があろう。また、そもそも訴訟機能を維持できる状況といえるか、時間がある程度経過すれば正常時に戻ることが予測される状況にあるかなど、状況に応じて対応に違いも出てくるはずである。緊急時はまさに極めて極限的な場合であろう。このとき、緊急時の場合と緊急時でない場合とで、リモート化の問題を分けて考えるべきであって、これらを混在させて議論することは、議論を錯綜させることになると思われる。

第二に、緊急時でない場合であって、被告人が関係する手続であれば、憲法上の諸権利があるわけであるから、手続によって強弱はあるものの、手続への対面が大原則で、リモート化は、その例外であることを確認する必要がある。要は「都合がよいから」という理由だけでは、安易なリモート化であり、本来予定する手続の意義を失わせる結果に繋がりがかねない。

第三に、アメリカ法の傾向では、「証拠を扱う手続」とそうではない手続とでは、リモート化の対応に違いがある。あるいは、対審構造のような三者以上のやり取りが予定されている手続と、そうではない被告人（及び弁護人）と裁判官との一対一の関係を前提とする手続にも違いがある。それぞれ前者の場合には、リモート化に極めて慎重である。証拠を扱う場合には、証拠に関する訴訟関与者の所作が法廷などで予定されていて、三者以上の関与者がいるのであれば、様々なやり取りの可能性が予想されるので、当事者の一部であったとしても、リモート化に不向きであるという考え方が根底にあるのであろう。

第四に、証人尋問のリモート化には、独自の展開をアメリカ法は経験してきた。アメリカ法では、証人尋問については Craig 判決によって実質的かつ厳格な法理が形成されている。要は実質的にリモート化が必要か、その他の

手段はあるのかを公共政策の利益と比較衡量し、問題に対処している。わが国では、犯罪被害者保護のためビデオリンク方式による証人尋問が実現し、最高裁判所は合憲としている<sup>77)</sup>。しかし、「証人の姿を見ながら供述を聞き、自ら尋問することができる」などと述べるのみで、Craig 判決が示す要件や実質的理由、豊富な理論展開と比較すると大きな開きがある。こうした相違を鑑みると、被害者保護という観点からの現行法の枠組みはひとまずおくとして、さらなる拡充については、厳正に検討すべきであろう。

## 2. リモート化と被疑者・被告人の権利

仮に緊急時ではない場合のリモート化を検討する場合に、被告人の憲法上の権利が前提としてある場合には、問題を慎重に検討すべきである。この場合は、手続の性質によって検討されることとなろう。そして、「被告人の出席」が関係する手続であるか否かは、大きな分かれ道である。

例えば、裁判官と検察官・弁護人による打ち合わせであれば、便宜性なども考えることがありうる。検察官・弁護人が裁判官との意思疎通を促進させるという意味では、リモート化は当事者に利点である場合もある。したがって報告書が提案する、裁判所と検察官・弁護人の打ち合わせについては、必要に応じてビデオリンク方式の活用は十分にありうるであろう<sup>78)</sup>。

他方で、報告書は、裁判員等選任手続について、裁判員候補者を「一定の要件を満たすときは、他の裁判所の構内その他の適当と認める場所に出頭させ」てビデオリンク方式を活用するとする。報告書は、「裁判員候補者の負担の軽減につながる」「感染症拡大時においては……国民の安全を確保しつつ、裁判員等選任手続を滞りなく進行させることに資する」とし、「裁判員候補者の選択肢を増やすものである」と、積極的な提案を行う<sup>79)</sup>。確かに、裁判員

---

77) 最判平成 17・4・14 刑集 59・3・259。

78) 検討会・前掲注 2, 27 頁。

79) 同上・40 頁。報告書は、裁判員等選任手続における被告人によるビデオリンク方

等選任手続については、裁判員候補者が負担軽減のために一定の場所に出頭しビデオリンク方式を活用することが検討されてしかるべきかもしれない。もっとも、同手続は被告人を出席させることができ、検察官・弁護人の出席が必要的である。検察官・弁護人が忌避する場合も含め、具体的に候補者を直接眺める必要性も十分にあるだろう。また、裁判員候補者をビデオリンク方式で参加できるようにする必要性も、実はあまり明確ではない。ましてや、裁判所が運営することの労力なども考えると、平常時に指定する手続として必要か、安易な利用にならないように、十分な検討が必要と思われる。

一方、報告書は、一定の要件のもとで、被告人による公判期日のビデオリンク方式の活用を提案する<sup>80)</sup>。感染症に罹患している場合、入院中で外部への移動が困難な場合、被告人が暴力団構成員で被告人その他の安全が脅かされるおそれがある場合が、具体例として掲げられている<sup>81)</sup>。もっとも、刑法 286 条の趣旨を尊重する必要もあり、「例えば、被告人が公判期日に現実に出頭することが著しく困難であって、公判期日の延期等の措置によって対応することも困難であるなど、やむを得ない事情があり、かつ、被告人の防御の面でも相当と認められるなど、一定の要件を満たす場合に限定することが適当である」<sup>82)</sup>とする。

確かに、長期的に公判審理を進めることができず、かつ被告人が迅速に裁判を受けることを希望するような場合であって、直接公判に出席することが不可能であるような極限的な場合であれば、被告人がビデオリンク方式を活用して出席することが、考えられなくはない。しかし、報告書の上記場面は、必ずしもその理由づけが明らかではない。そもそも、「極限的」な場合

---

式の活用については慎重であり、提案に至っていない。同上・41 頁。

80) 同上・39 頁。なお報告書は、裁判官、裁判所書記官、裁判員、検察官のリモート化については、必要性を認めなかった。

81) 同上・35 頁。

82) 同上・36 頁。ただし、「被告人が現実の出頭を希望するのに、ビデオリンク方式によることを強制することは適切でない」との意見があり（同 36 頁）、議論の分かれるところである。

はもはや緊急時の場合であろうし、この場合、健康・安全上の理由であれば被告人だけの問題ではないであろう。報告書も「そのような状況が長期にわたり継続することが見込まれ、公判期日の延期等によっては対応できず、他方で、重要な証人の尋問を時機を逸することなく行う必要性も高いため、公判期日を開催して公判審理を進めることが必要となる場合も考えられる」<sup>83)</sup>と表現する。しかし、どの程度限定する趣旨なのか明らかではない。安易な要件では、被告人の証人審問権並びに裁判を受ける権利など、憲法上の権利保障に違反する疑いが強いと考えられる。結局、被告人の公判の出席をリモート化によって実現することが、現段階で、適切であるとは思われない。

### 3. 証拠を扱う手続と一对一の手続

報告書は、検察官による弁解録取（刑訴法 205 条 1 項）や裁判所・裁判官による勾留質問（刑訴法 207 条 1 項、61 条）にビデオリンク方式を活用するとする<sup>84)</sup>。方策は「現行法上も許容される」とし、勾留質問については、「身柄拘束に係る手続段階の変更を被疑者に対しても外形的に明確にするものである」から、「感染症に罹患しており、押送が困難な場合など」必要がある場合であって、「一定の例外的要件の下で」行うべきものであるとする<sup>85)</sup>。

これらの手続は、公判とは異なり対審的な構造を予定するものではないので、ビデオリンク方式の利用を考えやすいであろう。ただし、安易なりリモート化を是認してよいというわけではない。なぜなら、刑事手続全般に憲法 31 条の適正手続の保障が及ぶのであって、これらの手続は、その例外ではないからである。また、検察官による弁解録取、勾留質問は、被疑者が直に会うことを想定するものであるから、ビデオリンク方式の活用はありうるも

83) 同上・35-36 頁。

84) 検討会・前掲注 2, 20 頁。

85) 同上・22 頁。なお、裁判官の面前に連れていかれる権利が被疑者にはあることから、「極めて例外的な場合に限定すべき」とする意見もあり、例外の範囲については議論の分かれるところである。

のの、その要件を十分に検討すべきであろう。少なくともアメリカ法の議論にあるように、自己が関係する手続であるから、被疑者の同意を必要とすべきであろう。

一方、報告書は、公判前整理手続において、検察官、弁護士、そして被告人の出席についてビデオリンク方式を活用するとする。この場合、「訴訟関係人の意見を聴取し、これを踏まえつつ、あり得る弊害をも考慮した上で」判断するものとする<sup>86)</sup>。また、被告人の出席（刑訴法 319 条の 9）については、「被告人が出頭を希望し、かつ、ビデオリンク方式によることを望んでいる場合や、裁判所が被告人の出頭を求める場合」が適当であるとする。被告人が希望しない場合であっても「災害や感染症など」の状況があるときは、一定の要件を満たす場合であるとする<sup>87)</sup>。

被告人が出席する場合はその同意を条件とし、被告人の出席がない場合には、一定の条件をもって判断するという報告書の提案については、基本的に、適切なものといえよう<sup>88)</sup>。そもそも、準備手続をビデオ会議などで簡易に行うことを、イギリスでは議論されているくらいである。もっとも、わが国の場合、公判前整理手続のイメージが、論者によって異なるところがある。被告人が出席することを予定していない場合であれば、関係者の都合によって、リモート化の実現は容易である。とはいえ、公判前整理手続の回数を重ねる運営がなされていて、複雑なやり取りがなされる可能性が高い場合であれば、リモート化は不適當といえる。要は、公判前整理手続をいかに措定していくかによって、その利用のあり方も変容すると思われる。

報告書は、被害者参加人・被害者参加弁護士については、公判参加につき

---

86) 同上・27 頁。

87) 同上・28 頁。ただし、「被告人が公判前整理手続期日への現実の出頭を希望する場合には…(略)…ビデオリンク方式によることを強制することは適切でない」との意見があり（同 28 頁）、議論の分かれるところである。

88) もっとも、筆者は、公判前整理手続のような準備手続では、被告人の出席に重要な意義があるものと考えるので、その前提からすれば、被告人の同意が、リモート化の条件であるということになる。

リモート化の可能性を提案する。すなわち、「被告人の権利利益や当事者の訴訟活動等に重大な支障が及ぶことは基本的に想定され」ないとし、「表情や挙動等をつぶさに観察する必要性まで」もないとする<sup>89)</sup>。もつとも、公開の法廷で、被害者参加人などには証人尋問、被告人質問が認められている以上（刑訴法316条の36、同316条の37）、一概にその影響がないと決めつけるのは早計のように思われる。十分な効果を検証するとともに、一定の要件の下に必要性を吟味し、適切な運用を模索することが望ましいであろう。

#### 4. 証人尋問のリモート化

報告書は、証人尋問と通訳・鑑定人の尋問について、ビデオリンク方式の拡大を提案する<sup>90)</sup>。要件の設定につき、ある程度類型を列挙するのか、相当性の要件の中で包括的に規定するかで意見の相違が見られ、具体的な提案に至っていない<sup>91)</sup>。また検討会では、新たな類型として「外国所在証人」「専門家証人」「入院中の重症患者」「刑事施設等に収容中の証人」が取り上げられたものの、必要性について意見が分かれた。

報告書は、証人尋問をビデオリンク方式によって実施する場合には、「当事者に異議がな」いことも、必要条件としている。それは、「訴訟関係人が証人尋問を行う際の支障となったり、裁判所による証言態度等の評価の妨げとなったりする場合」があることを理由としているようである<sup>92)</sup>。一方、通訳人については「視覚的につぶさに観察する必要性も乏しい」などとし、鑑定人については「直接対面する必要性が必ずしも高くない場合もあり得る」として、証人尋問の場合よりも広い要件で認めることに合理性があるとする<sup>93)</sup>。

この点、被害者保護という観点から公共の利益があると判断されるからこ

---

89) 同上・37頁。

90) 同上・30頁。

91) 同上・31-32頁。

92) 同上・33頁。

93) 同上・34頁。

そ、対面免除の必要性が生じる。これに対して、「外国所在証人」「専門家証人」「入院中の重症患者」「刑事施設等に収容中の証人」の4類型は、確かにビデオリンク方式による方が便宜であると感じる場合が多いのであろう。しかし、なぜビデオリンク方式が必要なのか、以上の類例だけで、その保護すべき利益は明らかとはいえない。

通訳人・鑑定人については、直接対面する価値が相対的に低いことを理由としている。しかし「尋問する」とは、もともと直接尋問し、態度なども含めて観察することを意図したものである。鑑定人は、そもそも証拠に関係する立場にある当事者であるので、慎重に考える必要性が高いであろう。通訳人も、間接的にはであるが、結局同様である。報告書の理由づけだけでは、法廷における尋問活動を軽視した考え方に繋がりがかねない。むしろ、なぜリモート化が認められるのか、その利益を十分に示す必要がある。利便性だけが強調され、主客逆転する運用に繋がることを懸念するところである<sup>94)</sup>。したがって、現行法の枠組みの拡充には、説得的な理由が詰められていないものと思われる。

## 五 おわりに

刑事公判は、裁判官が主宰する法廷で、当事者が交互に証人を尋問していく形式で発展し、今日に至り、それ以外の各種手続も、もともとは対面の意味があって設けられているものである。これら諸手続について、被疑者・被告人、弁護人などの権利を擁護し、関係者の司法アクセスを容易にし、あるいは法曹三者の活動を効率化するという意味で、ビデオリンク方式の活用によるリモート化に意義がある。しかし、被疑者・被告人の憲法上の諸権利を

---

94) 河津・前掲注2, 66頁は、「被告人が自らを防御する上で、鑑定人の適格性等について、十分な反対尋問を行う必要のある場合もあり、「そのような場合において、対面で尋問する権利が奪われることのないよう、留意する必要がある」とする。

鑑みると、慎重な検証が必要である。

アメリカ合衆国では保釈聴聞などにビデオカンファレンスが導入されつつある。一方、わが国の場合、保釈はもっぱら書面で審査されているにすぎない<sup>95)</sup>。勾留質問については弁護人の立会いも法定されていない<sup>96)</sup>。しかし、例えば保釈について、ビデオリンク方式を活用して被告人が裁判官と対面する機会を実現させることができるとすれば、被告人にむしろ利益になるかもしれない。つまり、刑事手続のリモート化の問題は、わが国の刑事訴訟のあり方を見直す契機にもなりうると考える。

今後、検討されてこなかった手続も取り上げ、リモート化の長所・短所、その効果の実証的研究も交え、広い視野から未来志向的な検討が望まれよう。

〔付 記〕本稿は、日弁連法務研究財団研究事業「ビデオリンク方式の証人尋問が判断者の記憶や判断に与える影響に関する心理学的実験研究」（代表：藤田政博，2021年9月1日～2023年2月28日）の研究成果である。

---

95) 大出良知ほか編『新版 刑事弁護』63-64頁（現代人文社，2009）参照。なお、同書は、弁護人が、裁判官と面談することの意義を指摘する（同63頁）。

96) 例えば、季刊刑事弁護増刊『刑事弁護 Beginners』48頁（2007）によると、刑事弁護の実務では、勾留請求後、裁判官と面会して意見書を提出することが指摘されている。